

# 平成18年4月から 介護保険制度が新しくなりました ~その5~

◆介護保険料の基準額が月額3,600円から3,800円に改正されました。  
各段階の保険料は以下のとおりです。

負担段階	内 容	保険料率	保険料（月額）
第1段階	生活保護の受給者及び老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の方	基準額×0.5	1,900円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.5	1,900円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、利用者負担第2段階以外の方	基準額×0.75	2,850円
第4段階	本人が住民税非課税の方（世帯内に住民税課税者がいる）	基準額	3,800円
第5段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が200万円未満の方	基準額×1.25	4,750円
第6段階	本人が住民税課税者で合計所得金額が200万円以上の方	基準額×1.5	5,700円

## ■保険料を納めないと介護サービスが制限されます。

保険料を滞納すると介護サービスを受けるとき次のような制限を受けます。

- ※ 1年以上滞納すると、介護サービスの利用者負担が1割から10割になり9割分はあとで払い戻しを受ける手続きが必要となります。
- ※ 1年6ヶ月以上滞納すると、滞納している保険料を給付される金額から差し引かれることがあります。
- ※ 未納期間があると、その期間に応じて利用者負担が1割から3割に引き上げられます。

## ■お問い合わせ先

- ※ 介護保険料に関すること 税務課町民税係 ☎53-1111 内線2111
- ※ 介護保険全般に関すること すこやか長寿課介護給付係 ☎53-1111 内線2174

## 春の行政相談週間（5月15日～23日）

～あなたの悩みごと私たちに話してみませんか！～

毎日の暮らしの中で、役所などが行っている仕事に対する疑問や相談ごとはありませんか。そのようなときは総務省の「行政相談委員」をご利用ください。期間中、次のとおり行政相談所を開設します。

### 【行政相談日程】

開催日	時 間	場 所	相 談 員
5月15日（月）	午前10時～正午	山崎地区公民館	小島 泰 秀
5月16日（火）	午前10時～正午	虎居地区公民館	小島 泰 秀
5月17日（水）	午前10時～正午	佐志地区公民館	小島 泰 秀
5月18日（木）	午前10時～正午	宮之城ひまわり館	小島 泰 秀
5月19日（金）	午前10時～正午	宮之城ひまわり館	小島 泰 秀
5月22日（月）	午前10時～午後3時	鶴田中央公民館	今 東 満 男
5月23日（火）	午前 9時～正午	薩摩総合支所1階会議室	平 原 貢

※相談委員の担当区域に関わらず、どこの会場でも構いませんのでご相談ください。

※期間外でも毎月第3木曜日の午前10時から正午まで宮之城ひまわり館で心配ごと相談と一緒に行政相談を実施していますので、お気軽にご相談ください。

### 【さつま町の行政相談委員】

- ◆旧宮之城町域担当 小島 泰 秀 さつま町轟町8番地4 ☎53-2396
- ◆旧鶴田町域担当 今 東 満 男 さつま町鶴田2723番地1 ☎59-3042
- ◆旧薩摩町域担当 平 原 貢 さつま町中津川704番地 ☎57-0776